

岩手県告示第138号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成22年2月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 盛岡環状線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市仙北一丁目23番1地先から7番1地先まで	新	m 29.6～22.0	m 145.0
	旧	17.0～9.0	145.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成22年2月19日から同年3月19日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 342号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町祭時山国有林247林班は小班地先から字市野々原108番101地先まで	新	A m 44.3～11.2	m 577.5
		B 61.0～6.0	558.4
		C 44.8～11.2	556.9
一関市巖美町祭時山国有林247林班は小班地先から字市野々原108番101地先まで	旧	A 44.3～11.2	577.5
		B 61.0～6.0	558.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部

イ 期間 平成22年2月19日から同年3月19日まで